

新総合事業に向け鎌倉市との意見交換会

H.28.03.14

於：福祉センター第三会議室

19:25～20:55 開催

出席者：鎌倉市高齢者いきいき課

担当課長 伊藤氏

課長補佐 中野氏

担当係長 岩原氏

担当職員 宮本氏 山際氏

訪問介護連絡会オブザーバー 樽井氏

事業者 世話人 6名 有志 12名

書記 山川

○冒頭、宮本氏からのお話の予定だったが、配布資料が他の場所にあったため世話人代表の安本氏からの話となった。

全事業所に声掛けをして、2回意見交換会を催し、まとめたものより、抜粋

- ① 人材不足：ヘルパーの平均年齢は 60 歳が主流で、70, 80 歳代も稼動している。高齢者が多い割りに働く若い世代が少ない。
- ② 人材養成と人材の掘り起こし：各事業所で養成講座を開いても追いつかない。市の方でも実施して欲しい。育成された人材を近隣の事業所に登録してもらい、地域で活動してもらうことにより、負担が減る。
- ③ 重度者と軽度者：軽度者を切り離してしまうと、経営的に追い込まれてしまう事業所も多く、又、ヘルパーの離職率が高くなる。
- ④ サービス提供責任者の役割と今後の予測：鎌倉市のサ責は、他市に比べ、実働時間が非常に多い。今後益々負担が多くなる。サ責手当ての上乗せを希望⇒無理とのこと
- ⑤ ヘルパーの役割：軽度な時からヘルパーが関わることで、利用者の重度化予防、危険回避、意欲向上が出来ていると思う。

○宮本氏からの説明

利用者だけでなく、ヘルパーも高齢化している。

新総合事業は、29年4月から、市に移行して実施されるが、現行の訪問介護は、基本的にそのまま残る。チェックリストによって事業対象者となった人は、訪問介護と通所介護も受けられる。

訪問型サービスにおいて

- ・現行型⇒現行のまま（報酬は、現行か、それ以下）
- ・訪問型 A⇒老計 10 の枠組みの中でのサービス（サービス内容は緩和されない）サ責の基準や、ヘルパー資格の緩和をいう。

- ・訪問型 B⇒住民主体による支援（個人情報保護等の最低限基準）
（訪問型 B にも老計 10 の枠を設けているのか？＝国の示している“ゴミだしの代行”等から類推すると、訪問型 B には老計 10 は適用されないと思われる。）
- ・生活支援サポーターの位置⇒基本的に、軽度の高齢者に対して行うサービス。
サービス内容も、介護保険の訪問介護とは違い、庭の草むしりや将棋の相手など幅広く行う。
- ・チェックリストの項目は基本的に全国一律であるため、横浜市や横須賀市で行われているものと、鎌倉市で行う予定のものの質問項目に違いはない。
- 事業者
 - ・生活援助 A の部分で、資格を持っていないヘルパーさんも、老計 10 を理解していないと、実施出来ないのか？
- 市
 - ・理解していることが望ましいが、完全な理解を求めるものではない。
 - ・緩和とは、サービス内容の緩和ではなく、例えば必要数等の人員要件、資格基準、設備基準、または、アセスメントの仕方や、カンファの回数等が緩和されるという事。
- 事業者
 - ・A と B との線引きがよく分からないが・・・
- 市
 - ・提供する側の主体が違う。
- 事業者
 - ・訪問型 A は、資格がいるのか、要らないのか？
- 市
 - ・資格要件を緩和した場合は、無資格者によるサービス提供も想定される。
- 事業者
 - ・昔の三級ヘルパーで良いわけなのか？
- 市
 - ・元三級ヘルパーの方もサービス提供者として想定される。
 - ・資格要件を緩和するということは、報酬も下がる。資格要件がなくても、老計 10 が理解出来た者。サービスの内容は、老計 10 の範囲内であること。生活援助に於いては、市町村が設ける養成講座を受けた者で実施できる。有資格者には、身体介護の方に廻って欲しい。
- 事業者
 - ・ヘルパーも高齢化しており、身体介護はきついが、軽度者に対するサービスも、非常にきつい。一度離職したら、二度と戻ってこない。

- ・資格を持ったヘルパーでも老計 10 を理解するのは、難しいのに、緩和された基準資格の人には、20 時間程度の養成講座では、とても無理だと思うが・・

○市

- ・要支援 1, 2 のサービスが今まで通りに出来なくなるわけではない。
- ・緩和基準サービスを行えるのは、訪問介護と通所介護のみ。
- ・チェックリストによって事業対象者となり、総合事業を利用する場合、対象者に関する医学的情報が無い状態でのサービス提供となる。そのため、可能であれば、チェックリストによる総合事業の利用ではなく、要介護認定を申請してもらい、サービス提供につなげていければと考えている。
- ・現行相当サービスにおいては、処遇改善加算もそのまま残ると思われるが、緩和されたサービスにおいては今のところ不明。
- ・現行のサービス部分については、現行のまま。
- ・国で定めている現行の報酬単価より高く設定することはできない。
- ・標準額が示されるので、それに準ずる。

○事業者

- ・どれ位の報酬が限界か？

○市

- ・資格のない方でも、スポットで入りながら、資格をとって、ヘルパーになる方が増えるかも知れない。

○事業者

- ・生活援助に必要な時間の割り振りや、配分は、市の方で決めてくれるのか？

○市

- ・まだ、考えていない。

○市

- ・小田原市では、事業所が研修を行うことによって、ヘルパー以外の人を責任を持って派遣している。鎌倉の事業者も参考にしてみたらどうか？

○事業者

- ・鎌倉市の事業者・サ責の現状から研修を行うだけの余裕は無く、また事業者が募集を掛けても集まらない為、小田原の様な仕組みはあり得ない。

○事業者

- ・緩和されたサービスの方が単価が安いのであれば、現行のサービスから緩和型の方を選ぶ利用者がかなり増えるのではないかと？

○市

- ・それも、考えられる

○事業者

- ・ 29年度は移行期間ではあるが、30年度の予算が決まるのが29年7月頃からかと思います。

もし安い報酬単価で A を受ける事業者が在った場合、その安価の事業者に任せるのか？

○市

- ・ 価格破壊を目的とするものではないため、極端に安く事業所が手を挙げたとしても、その値段で事業を行うようになるとは限らない。例えば安価な所が500円と申し出ても、予算内で有れば500円より高い金額の設定になる事もある。